

第百四十回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第五号

(一三五)

平成九年三月六日(木曜日)

午後六時十分開議

出席委員

委員長 仲村 正治君

理事 安倍 晋三君

理事 中谷 元君

理事 北村 直人君

理事 池端 清一君

理事 石崎 岳君

河井 克行君

下地 幹郎君

林 幹雄君

原口 一博君

三沢 淳君

小平 忠正君

上原 康助君

出席國務大臣

國務大臣 稲垣 実男君

沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

出席政府委員

沖繩開発庁総務局長 嘉手川 勇君

沖繩開発庁振興局長 牧 隆壽君

委員外の出席者

特別委員会第一調査室長 清水 紀洋君

本日の会議に付した案件

沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○仲村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

第二類第五号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第五号 平成九年三月六日

復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る二月二十七日に既に終局いたしました。

これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仲村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○仲村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、下地幹郎君外五名から、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党、市民連合及び太陽党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。白保台一君。

○白保委員 提案者を代表いたしましたして、本動議につきまして、私から御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、沖繩が本土復帰後二十五年を迎えようとしている今日なお、依然として厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、次の諸点に特段の配慮を加え、適切な施策を講ずるべきである。

一 沖繩の経済社会の発展と各種の格差是正に引き続き努めるとともに、第三次沖繩振興開発計画に示されている経済社会フレームの早期達成が可能となるよう一層の努力を払うこと。

二 増大する水需要に対処し、水の安定供給を確保するため、多角的な水資源の開発を促進するとともに、水の有効利用に努めること。

三 深刻化する交通渋滞を解消するため、引き続き総合的な交通体系の整備拡充に努めること。

四 沖繩の厳しい雇用情勢に対処するため、地域特性を生かした特色ある産業の振興を強力に推進するとともに、雇用対策を積極的に推進すること。

五 自由貿易地域に関する新たな施策の効果的な展開を図るため、自由貿易地域制度をとっている諸外国への調査を積極的に行い、沖繩経済の発展と地元産業の保護・育成の立場から、いわゆる自由貿易港、経済特別区等の検討を含め、新たな施策の実現に向けて最善の努力を払うこと。

六 返還が決定した米軍施設・区域について、県民の理解をふまえ、その早期の実現に最大限の努力を払うとともに、跡地等の利用についても、総合的かつ有効に活用されるため、適切な措置が講じられるよう努めること。

なお、米軍施設・区域の整理縮小の促進について、今後も引き続き最善の努力を傾注すること。

七 県民からの要望の強い、いわゆる戦後処理問題及び生活環境の保全問題について、沖繩県民の心情に配慮してその解決に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○仲村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仲村委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、沖繩開発庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。稲垣沖繩開発庁長官。

○稲垣國務大臣 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について御可決をいただきましたこと、ありがとうございます。

ただいまの附帯決議につきましては、十分その趣旨を尊重いたしまして努力いたす所存でございます。(拍手)

○仲村委員長 お語りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称す者あり〕

○仲村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○仲村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十五分散会

平成九年三月二十一日印刷

平成九年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局